新制度未移行幼稚園・認可外保育施設等を利用する 保護者の皆様へ

無償化に伴い、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、 給食費分が給付される場合があります。

1 対象者・対象範囲

● 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象です。 ※年収360万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される市町村民税額を元に市が行います。

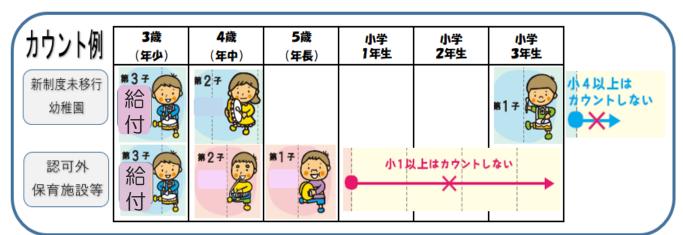
!!対象となる方については、市から通知します。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万未満相当	給食費給付	給食費給付	給食費給付
年収360万以上相当	給食費保護者負担		給食費給付

- 給付の対象・・・ 給食費うち、主食費(米、麺、パン等)は、市独自で補助を予定しています。
- 給食費の給付上限額は、総額で7,500円(内訳:主食費3,000円、 副食費4,500円)の範囲で、保護者が実際に園に支払った給食費が 給付されます。

2 多子世帯の第3子カウント方法

● 多子世帯の第3子のカウント方法は、 新制度未移行幼稚園については、小学校3年生まで、 認可外保育施設等については、小学校就学前までの、 最年長の子どもを第1子としてカウントします。



≪間い合わせ先≫

志木市役所健康福祉部 子ども家庭課(電話:048-473-1111 内線2441)